



令和3年6月に、文部科学省より『障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～』が示されました。この手引では、障がいのある子供の「教育的ニーズ」を整理するための考え方や就学先などの学びの場を判断する際に重視すべき事項等が記載されています。今回は、特に「教育的ニーズ」の考え方について整理しましたので、ご確認ください。詳細は、R3共有ドライブ内にあるPDF（原文）をご参照ください。

教育的ニーズとは

教育的ニーズとは、子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等（障害の状態）を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされているかということを検討することで整理されるものである。

『障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～令和3年6月 文部科学省』より

☆ このような考えを踏まえ、教育的ニーズを整理するための三つの観点が示されています。

教育的ニーズを整理するための三つの観点

観点1 障害の状態等の把握

観点2 障害のある子供に特別に必要とされる指導内容

観点3 障害のある子供の教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容

『障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～令和3年6月 文部科学省』より

☆ 教育的ニーズの具体的な把握の仕方については、以下に示す観点到に沿って、子供の状態の把握や指導内容、配慮等の検討を行っていきます。『障がいのある子供の教育支援の手引き』を基に、知的障がいのある子供の教育的ニーズの把握の例を整理しましたので、ご確認ください。

知的障害のある子供の教育的ニーズについて ～教育的ニーズを整理するための観点～

観点1 知的障害の状態等の把握

視点	障害に関する基礎的な情報の把握		
医学的側面	ア 既往・生育歴	イ 知的機能の発達の明らかな遅れ	ウ 適応行動の困難さ
	エ 知的発達の明らかな遅れと適応行動の困難さを伴う状態		
	オ 知的機能の障がいの発現時期	カ 併存症と合併症	
視点	発達の状態に関すること		
心理学的、 教育的側面	身辺自立	食事、排せつ、着替え、手洗い、歯磨きなど	
	社会生活能力	買い物、乗り物の利用、公共機関の利用など	
	社会性	社会的ルールを理解、集団行動などの社会的行動や対人関係など	
	学習技能	読字、書字、計算、推論などの力について	
	運動機能	協調運動、運動動作技能、持久力など	
	意思の伝達能力と手段	言語の理解、表出の状況、コミュニケーションの手段など	

観点1 知的障害の状態等の把握

視点	本人の障害の状態に関すること	
心理学的、 教育的側面	学習意欲、学習に対する取組の姿勢や学習内容の習得状況	学習の態度（着席、姿勢の保持）、主体性、理解力、集中力、読み・書き・計算などの学習の習得状況など
	自立への意欲	周囲の状況把握、安全管理や危険回避、依存の有無、やりたいことを実現しようとしているかなど
	対人関係	実用的なコミュニケーション、協調性、集団への参加、集団の中での役割、自分の意思の表現
	身体の動き	粗大運動、微細運動、目と手の協応動作が円滑かどうか
	自己の理解	困難さの改善・克服への意欲、できることできないことの認識、できないことの支援を求めること
	諸検査等の実施	行動観察や知能検査等の結果
	認定こども園・幼稚園・保育所等からの情報の把握	学校等での集団生活に向けた情報や成長の過程など

観点2 知的障害のある子供に対する特別な指導内容（自立活動の指導内容）

観点2については、**自立活動の指導内容の項目**であり、以下の8項目が知的障がいの代表的な例として示されています。子供の実態によっては、下記以外の指導内容も考えられることに留意することも示されています。

- ・ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること（心理的な安定）
- ・ 自己の理解と行動の調整に関すること（人間関係の形成）
- ・ 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること（環境の把握）
- ・ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること（環境の把握）
- ・ 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること（身体の動き）
- ・ 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること（身体の動き）
- ・ コミュニケーションの基礎的能力に関すること（コミュニケーション）
- ・ コミュニケーション手段の選択と活用に関すること（コミュニケーション）

観点3 知的障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容

ア 教育内容・方法	① 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 ② 学習内容の変更・調整 ③ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ④ 学習機会や体験の確保 ⑤ 心理面・健康面の配慮
イ 支援体制	⑥ 専門性のある指導体制の整備 ⑦ 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 ⑧ 災害等の支援体制の整備
ウ 施設・設備	⑨ 校内環境のバリアフリー ⑩ 発達障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 ⑪ 災害等への対応に必要な施設・設備の配慮

本校ではすでに、観点1・2については個別の教育支援計画（様式1）、個別の指導計画（様式3-1）で、観点3については個別の教育支援計画（様式2）で整理しています。本校の個別の教育支援計画や個別の指導計画で整理していることが『教育的ニーズ』の把握につながっていると言えます。文部科学省より示された観点を踏まえ、あらためて『教育的ニーズ』とは何かを考え、授業実践につなげていくことができればと思います。



注目!